

# 屋外で 火を取扱う行為は 控えましょう。



## 1 原則、野焼きは禁止です。



【野焼きに関することは、環境課にお問い合わせください。(62-1111 内線 271)】

## 2 以下の条件で、たき火などの行為をすると危険です。

- (1) 乾燥注意報が発令されている場合
- (2) 風が強いとき（風速10m/s以上）
- (3) 建物（特に木造）が近くにある
- (4) 周辺に枯草やごみなど燃えやすいものがある



## 3 たばこのポイ捨ては絶対ダメ



- ※ 1 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為があるときは、消防署へ届出をしましょう。
- ※ 2 上記の届出は、消防署が実施状況を把握するためのものであり、焼却行為そのものを認めるものではありません。



【問い合わせ】

幸田町消防署

☎ 0564-63-0119